

平成 24 年 11 月 27 日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

T&Dアセットマネジメント株式会
代表取締役社長 藤瀬 :

回答書

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2012年10月30日付で貴団体よりご送付いただきました、弊社設定の追加型証券投資信託「野村エマージング債券投信（通貨・代替通貨選択型）（ただし、円コース2件、金コース2件およびマネープールファンドを除く）」（以下、「当ファンド」といいます。）の交付目論見書（以下、「本件目論見書」といいます。）に関する申入れの件につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

本件目論見書における、「為替ヘッジ等」の記載につきましては、貴団体より不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます。）に反し不当と思われる点があり、本件目論見書の表示が、「商品の内容」について「実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示」に該当すると判断したとのご指摘をいただきましたが、弊社におきましては、後述のとおり、本件目論見書の表示が、景品表示法に反する表示であるとは考えておりません。

ただし、弊社におきましては、投資者の皆様にご提示する書面について、投資者の皆様にご理解いただけるような記載にするという従前からの方針の下、本件目論見書に関して、今回の改定時（2013年2月）より、ご指摘のありました「為替ヘッジ」等の記載を「為替取引」等に変更する予定であります。

弊社が上述のとおり考え、対応する理由は以下のとおりです。

本件目論見書におきましては、「為替ヘッジ」の記載は、「属性区分」と本文において異なる意味合いで使用しているものの、各々、「属性区分」においては、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載している旨を表示し、本文においては、注記にて「当ファンドにおける「為替ヘッジ」とは、米ドル売り、各対象通貨買いの為替ヘッジをいいます。各コース（円コースおよび金コースを除く）の各対象通貨と円との間で為替ヘッジは行いませんので、各対象通貨の円に対する為替変動リスクがあります。」と明記しており、かつ、為替変動リスクがあるという点については、別途、

交付目論見書本文の以下の部分などにおいて説明しております。

- ・4 ページ「収益源となるポイント③ 対象通貨の為替変動」
- ・5 ページ「通貨選択型ファンドの収益のイメージ」のページ下方の枠組み「損失やコストが発生するケース」における「為替差損等の発生」
- ・10 ページ「投資リスク」の「基準価額の変動要因」における「為替変動リスク」内の3行目から6行目（円コースおよび金コース以外の各コースは～各コースの通貨の為替変動の影響を大きく受けます。）

上述のとおり、当ファンドにおいて為替変動リスクを内包していることにつきましては、複数箇所において、繰り返し説明させていただいており、投資者の皆様への金融リテラシーの如何によらず、本件目論見書をお読みいただければ、ご理解いただけるものと考えております。したがって、弊社では、本件目論見書の記載が、「商品の内容」について「実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示」に該当するものとは考えておらず、景品表示法に反する表示であるとは考えておりません。

ただし、弊社におきましては、従前より、投資者の皆様にご提示する書面について、投資者の皆様へ、できるだけ平易にご理解いただけるような記載をするという方針であり、今回のご指摘につきましても、真摯に検討を行いました結果、本件目論見書に関して、次回の改定時（2013年2月）より、ご指摘のありました「為替ヘッジ」を「為替取引」、「為替ヘッジ取引」を「為替取引」、「為替ヘッジプレミアム」を「為替取引によるプレミアム」および「為替ヘッジコスト」を「為替取引によるコスト」に、それぞれ記載変更する予定であります。

また、今般、投資信託協会において、「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」における通貨選択型のイメージ図の中の「為替ヘッジ取引」という表記を「為替取引」に変更する方向で検討中と聞き及んでおりますが、弊社の記載変更につきましては、当該協会規則の変更方針とも整合性があると考えております。なお、弊社の本件目論見書の記載変更につきましては、投資信託協会の規則変更の実施日にかかわらず、次回の改定時（2013年2月）より対応する予定です。

何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上